

第四條 本支部は組織、宣傳、教育、調査、地方政治対策其の他必要なる部門を設くることを得、

第五條 支部の協議員及決定事項は之を本部に報告することを要す、  
第二章 入党及脱党

第六條 本党に加入せんとするものは入党申込書に所要の記入を爲し党費金五拾圓を添へて支部に申込むべし、

第七條 本支部は前條の申込ありたるときは資格を調査の上意見を附して本部に報告するものとす党員たるの資格は前項の申込に對し中央執行委員會が承認を與へたるときに確定するものとす、

第八條 本党より脱退せんとするものはその理由を明記し党員章を添へて所屬支部に届出がべし、  
第三章 党員の権利義務

第九條 本党員は党の綱領規約宣言及決議を尊重し党費を納入する義務を有す、

第十條 本党員は大会代議員の選出権、党役員の選挙権及被選挙権を有す、  
第四章 機関

第十一條 本支部の機関を左の二種とす、  
一 總會、 二 幹部會

第十二條 總會は毎年一回幹部會之を招集し支部の重要事項を協議決定す支部党員三分の一以上の要求ありたるとき、又は幹部會の必要と認めたるときは臨時總會を招集することを得、

第十三條 幹部會は支部役員を以て組織し總會の決議に基き支部の事務を執行す、  
第五章 役員

第十四條 本支部に左の役員を置く、  
支部長 一名 幹事 若干名  
會計 一名 會計監査 若干名

第十五條 支部長は總會に於て選挙し支部の事務を統轄しその責に任ず、  
第十六條 幹事は總會に於て支部員中より選挙し支部長を補佐し支部の事